

地区指定ふるさと納税の手順

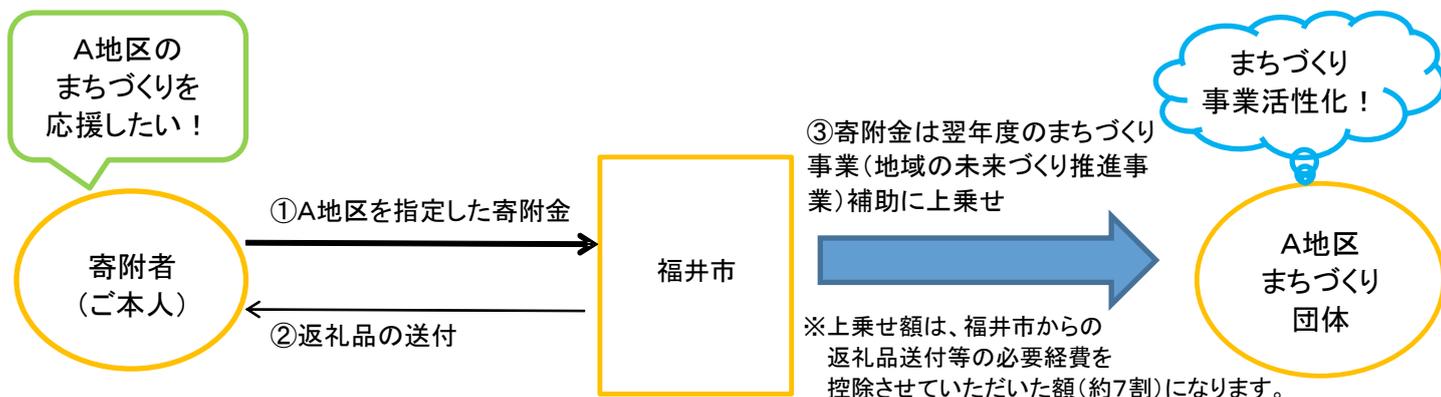
ふるさと納税とは

「ふるさと納税」は、生まれ育ったふるさとや、ゆかりのある地域、応援したいまちなど、自由に選んで寄附をすることで、「ふるさと」へ貢献することができる仕組みです。市外在住でふるさと納税していただいた方は、寄附した自治体から返礼品を受け取ることができます。（なお、寄附をした金額のうち、2,000円を超える金額は、「所得税と住民税」から原則として全額控除されますが、税金の控除額には上限があり、収入や家族構成などにより変わってきます。）

まちづくり事業（地域の未来づくり推進事業）への活用の仕組み

令和4年12月31日までに、寄附金の使途として各公民館地区の地域づくり活動を指定していただいた場合、翌年度に当該地区が取り組むまちづくり事業（地域の未来づくり推進事業）の補助に上乗せして交付します。

皆様のふるさと納税で、より活発な地域活動が可能となります。



ふるさと納税の流れ

ふるさとチョイスQRコード

①お申し込み

- 「ふるさとチョイス」（ふるさと納税ポータルサイト）でお申し込みの場合
ふるさとチョイスの申し込み画面に必要事項を入力し、お申し込みください。
<https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/18201>
- 「寄附申出書」でお申し込みの場合
寄附申出書に必要事項を記載し、郵送またはFAXでお申し込みください。
※地区指定ふるさと納税を行う場合、寄附金の使途にご希望の地区を指定してください。



②寄附の方法

- クレジットカード払い（※ふるさとチョイスのみ）
ふるさとチョイスで寄附を申し込む際に、「クレジットカード払い」を選んで手続きをしてください。
- 納付書払い
「納付書払い」を選んだ場合、福井市から納付書を郵送します。郵送された納付書を使用し、指定金融機関から納付してください。
※全国の本支店で納入可能な金融機関
福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、北國銀行

3. 現金書留払い（※寄附申出書のみ）

寄附申出書の「現金書留」を選び、福井市まち未来創造課あてに寄附申出書及び現金を郵送してください。

※50万円までお取扱い可能です。 ※手数料は本人負担となります。

4. 窓口持参（※寄附申出書のみ）

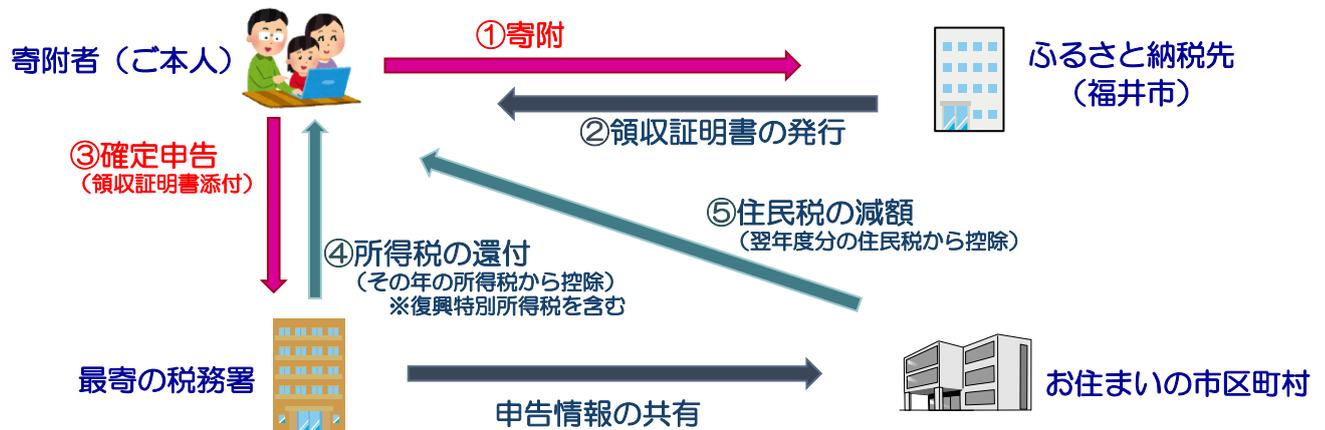
寄附申出書の「窓口持参」を選び、福井市まち未来創造課または東京事務所に現金を持参してください。

③受領証明書、返礼品のお届け

寄附者の元に受領証明書と返礼品をお届けします（別々に届くのでご注意ください。）

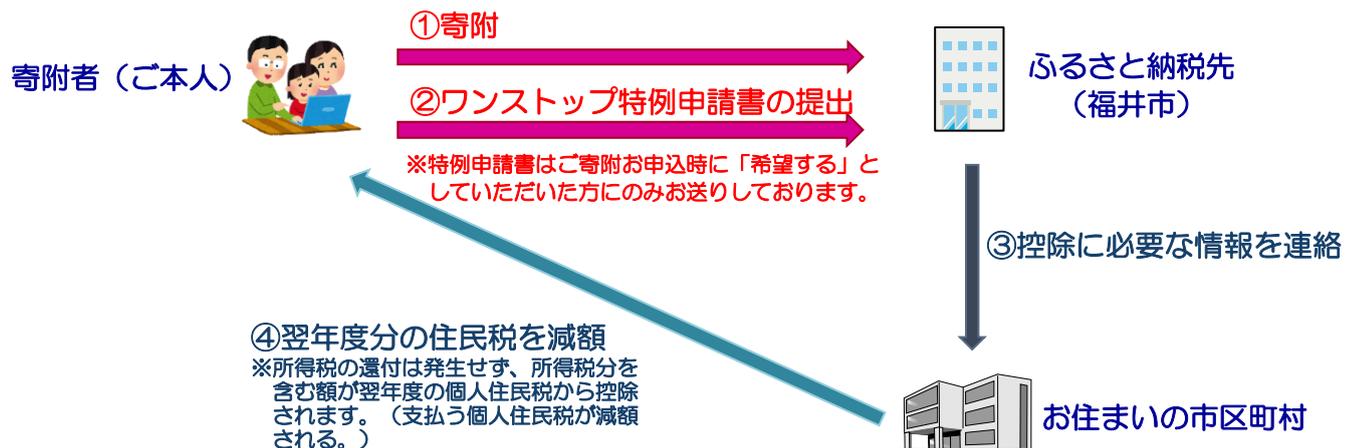
④寄附金控除の手続き

1. 確定申告を行う場合



2. ワンストップ特例制度を利用する場合

確定申告が不要な給与所得者等でふるさと納税の寄附先の自治体が5か所以内の場合は、確定申告に代えてワンストップ特例制度を利用できます。



お問い合わせ先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 総務部 未来づくり推進局 まち未来創造課

TEL: (0776) 20-5230 FAX: (0776) 20-5733

E-mail: machi-m@city.fukui.lg.jp